# 「同対審」答申から50年の節目をむかえ

## 差別事件報告集会

差別事件報告集会を12月4日、和歌山県勤労福祉会館・プラザホープで行政、企業、宗教教団、各支部同盟員など約250人が参加してひらかれた。

主催者を代表して、田上武・人権行政確立要求・和歌山県実行委員会会長、藤本哲史・部落解放同盟和歌山県連合会から「同対審」答申から50年、身元調査を目的にした『部落地名総鑑』事件発覚から40年という節目の年をむかえ、今日の差別の現実をふまえた部落解放運動の強化を図る必要がある」というあいさつがあった。

あいさつする田上武・実行委員会会長

第1講として、宮本書記長による基調提案で、国内外における社会不安、土地差別や個人情報の不正取得の問題による差別の再燃が問題提起された。

第2講では、福島隆志・県連糾弾闘争本部から、和歌山県内では、婚姻や土地購入における差別問い合わせ、直接的な差別発言や差別電話の急増など、差別事件が「同和対策事業法」の失効を契機に急増していることが報告された。

赤井隆史・中央執行委員

第3講では、部落解放同盟中央本部の赤井隆史・執行委員より「『同対審答申から50年』、『部落地名総鑑事件から40年』をむかえ」と題し、政府にはじめて部落問題の解決に向けたとりくみをさせてきた解放運動の経過や結婚や就職における「部落大衆の排除」を目的に作成された「部落地名総鑑事件」のとりくみについて説明された。

閉会では、同和問題にとりくむ宗教教団連絡協議会の赤松明秀・会長から「差別をなくすとりくみをさらにつよめよう」と参加者に訴え、2015年の差別事件報告集会をおえた。

## 健康検査事業で健康寿命をのばそう

79年に発生した和医大差別事件にとりくむなかで、地域の早死などの実態からとりくまれるようになった「移動保健所健康検査事業」が、今年は那賀と岩橋で実施された。

11月15に岩橋児童館で実施された岩橋支部では、27人が健康検査をうけた。また、11月29日に総合センターで実施された那賀支部では、28人が健康検査をうけ、1月に検査結果がだされる予定。

## 「同対審」答申50年をパネル展示

恒例の「ふれあい人権フェスタ2015」を11月14日、ビッグホエールでひらかれ、約6千2百人が人権にかんするさまざまなブースを見学した。県連から差別事件や「同対審」答申に関するパネルを展示した。答申に記された「同和問題の解決は、国の責務であり国民的課題である」という前文を紹介し、多くの見学者に訴えた。

県連ブースのようす

# 阪本清一郎備忘録(3)

光雲寺山の桜の花はいつもよりか早く咲き出していた。金剛の頂から薄煙の様に浮いて来る雲が何をか思索している如く、静かに北へ北へと流れるようにて但く、陽がやゝ翳る魂も見えないものゝ影でふわりと蔽はれるが、間もなく晴れて野に働く人のカタに照り付ける。そして足許から電光の様に鍬の刃先がひらめく。紅いエンドの花の周囲を飛廻はる白や黄色の蝶々足元に咲いているタンポポの花も、ソーゴンなモーセンを敷きつめた花の様に麦の実のりもうらゝかな春の情緒も、この村の人達にはチットモ平和の気分をもたらし得ない。何等の感じもない。掖上北尋常小学校なんて、ほんまにこの村を馬鹿にしている。お上からエタが廃止なって、丁度今年で二十にもなる。それに何にやさかへ本村の学校へ入れやしんのやろ。ほんまにさ、墓も宮さんも今で一共に成っているのに、学校だけ区別しやがのが癪にさる。誰も頼みもせんにあんな所へ別に建てやがってさ。モー十日も前に学校が出来上がって先生も来ているそうな。

（次号につづく）

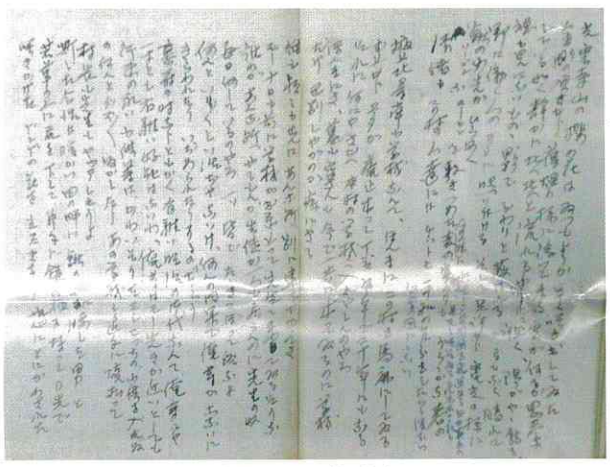
『備忘録』（部分）

## 連載(11)「同和対策審議会」答申の掲載を終えて

1965年8月に「答申」が出されて50年ということをふまえて、これまで「答申」の前文・結語を掲載してきた。

この「答申」は「解放令」から百年近くをへて政府がはじめて部落問題と向き合ったという画期的なできごとだった。部落の人びとは、絶望的な貧困と過酷な差別のなかで放置されてきた。一方、政府は一貫して差別と偏見に基づいた「治安維持の対象」としてしかみてこなかったのである。戦後、部落の人びとは差別事件をつうじて、そうした政府や行政の差別性を明らかにし、部落差別撤廃への国策樹立運動をすすめ、1960年に「同和対策審議会」の設置を実現したのであった。

審議会の協議は2百回近くを数え、4年以上に及んだ。その間、全国の実態調査も実施され、1969年8月に、当時の佐藤栄作・総理大臣に「答申」されたのであった。

その前文で『同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である』として『その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である』と明記された。さらに『有効適切な施策を実施して問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭してあるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置を・・・』とした。

そして、4年後に「同和対策事業特別措置法」が施行され、以降「法」の延長や名称変更をへて、同和対策事業が2002年まで実施されてきた。

「答申」は、環境改善を中心に部落を大きく変え、他の人権の課題にも多大な影響を与えてきた。しかし、50年たった今日、依然として部落の実態にはさまざまな課題が山積している。とくに「答申」で「問題解決の中心課題」とされた『教育と就職の機会均等を完全に保障』は極めて厳しい状況にある。また、差別事件も形態を変えながらも以前に増して続発している。

「答申」から50年たった今も差別は歴然と存在しているのである。

また「答申」は『部落差別が存在する限り（同和行政）積極的に推進しなければならない』と指摘しているが、多くに関係者は同和対策事業が目的であると大きな誤認をしている。事業はあくまで差別撤廃のための手段で、問題は「部落差別が解決したのか」ということである。さらに「答申」で指摘されながら『差別の禁止と被害者の保護、救済』の法的措置が未だに実現していないのである。

五十年たった今、あらためて部落差別と向き合い、「答申」はなにを求めたのかということを再確認することだ。そして、それぞれの立場で「部落差別撤廃になにが必要か」ということを考える時だと申し上げ、連載を終了する。